

北広島町農業委員会第 14 回総会議事録

事務局 (第 14 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 8 番、9 番にお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法第 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 6 年 8 月 20 日提出
北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

2 番 2 番●●が補足説明をさせていただきます。8 月 9 日に●●委員さんと、8 月 13 日に●●推進委員ともに現地を確認して譲受人、譲渡人と面談を行いました。内容は事務局の資料の摘要欄にあるとおりで、譲渡人は現在、町内に住んでいません。それで誰かに譲渡したいという意志のもと耕作をしておりましたが、譲受人が受けてもいいとの意向を示したため、今回の話になりました。なお、譲受人の住所が広島市になっていますが、実はこの土地の近くに空き家バンクの制度によって入られています。ですから、この農用地も近くにあるという状況になっています。譲渡人は、現在、耕作はしていますが、家庭菜園ではありますが一部無人販売もしております。今回、譲受人も引き継いで無人販売に出したいという思いがあります。少量多品目で無人市へ出す他にも、近くにいる子供さんにも渡していきたいということです。また、写真で見ると管理されているように見えますが、実はミョウガの畑となっている部分が 4 分の 1 くらいあり、これを将来的には拡大して 2 分の 1 くらいにしていきたいということです。農業機械、労働力もありますし、周辺の農地に関

する影響もないと思われます。以上のことから、農地法第3条第2項に該当しないため、許可相当であると考えます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 それでは番号1番について質疑に入ります。ご質問ご意見を申し上げます。
ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号1番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。したがって申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

15番 15番の●●が補足説明をいたします。8月7日に●●委員、●●推進委員と現地の確認を行いました。現在、地元の方において、水稻の作付けが行われていました。今後も引き続き水稻の作付けをお願いしていくということで、営農計画書を添付されています。以上のことから、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 それでは番号2番について質疑に入ります。ご質問ご意見を申し上げます。

3番 譲渡人と譲受人の経営規模は、どのようになっていますか。

事務局 譲受人は現在、農地は持っておられません。譲渡人が持っておられる残りの農地は3筆あるのですが、その状況については確認していません。

3番 先月も同じような案件があつて、事前に確認した方がいいのではないかという話をしました。高齢になって耕作が困難になっていることが懸念されるので、ということでしたが。

事務局 失礼しました。今回の件は、後ほど審議予定の証明申請の方で、残りの3筆については審議予定となっております。

議長 他にありませんでしょうか。

ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号1番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。したがって申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

15番 15番の●●が補足説明をいたします。8月7日に●●委員、●●推進委員と現地の確認を行いました。譲渡人は、現在、廿日市市から通って農業をされていますが、水稻については刈取り以降を地元の生産組合に委託されています。譲受人が今後、どこまでできるかということもありますが、地元の生産組合の協力も引き続き得られるということでした。以上のことから、農地法第3条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは番号3番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。

職務代行者 先ほどの面積関係ですが、譲渡人の経営規模が10,772㎡で、譲受人の経営規模が10,592㎡というところをどのように考えられますか。

職務代行者 単純に書き間違いなのか、他に何か理由があるのか、ですね。

事務局 この中で、6054の筆の一部が宅地として課税されており、その面積が180㎡で、譲渡人と譲受人の経営規模の差になっています。これは農地台帳上のことで、現況とは必ずしも一致するものではありません。

3番 農業用施設届を出して現況が変わっている場合は、税務課は宅地としているけれども、農業委員会としては農地扱いなのですか。

事務局 農業委員会では農地扱いとなります。

3番 農地法で譲渡する時には、理論上、譲渡面積と譲受面積は一緒になければおかしいのではないのでしょうか。

議 長 この点は、別途協議としましょう。

事務局 過去に出ている例もありますので、またよく確認してご報告したいと思います。

議 長 他にありませんでしょうか。
ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号3番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって申請のとおり、許可することに決定いたしました。ここで議長を交代します。

議 長 続きまして、番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 今日は担当の●●委員がお休みのため、会長より補足説明をお願いします。

会 長 8月16日に●●委員、●●推進委員と一緒に現地を確認して参りました。この土地は譲渡人の父の名義です。お父さんが近くに生まれて遠く■■の方へ婿養子に行かれたということで、遠方の農地ということになりました。令和3年の洪水までは近くの方に耕作を依頼されておりましたが、譲渡人も高齢になったということで、復旧工事をされた譲受人に買ってもらえないかとの話になり、今回の申請になりました。周囲の農地にも影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 現状では耕作をしているのですか。

会 長 洪水の後の工事が終わったままの状態、現在、耕作はされておませんが、譲受人が土建業の方ですから、田植えのできる状態に戻されるのは簡単ではないかと思われれます。

議 長 他にありませんでしょうか。
ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号4番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。よって申請のとおり、許可することに決定いたしました。議長を交代します。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

議長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について、農地法第4条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年8月20日提出
北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

15番 担当の●●です。8月7日に●●委員、●●推進委員と現地確認をしました。特に補足は無く、始末書を添付して申請をされております。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

13番 対象面積80㎡の内75㎡が車庫ということで、5㎡ほど畑で残す意味はありますか。

事務局 残りの5㎡の内、3㎡が進入路等に利用されている状態です。残りの2㎡については残地となっています。

13番 登記上5㎡は農地で残しているのですか。

事務局 登記は測量図面で出されているので、登記は80㎡が畑として残っています。法務局の登記と農地法上の登記は扱いが別になってきます。

13番 今後も登記上80㎡は畑で残るのですか。

事務局 登記上は残ることになりますが、農地法の許可は得られているということになります。

13 番 現地確認をして農地が残っていたのか、ということについてはどうなのですか。

事務局 農地として使われている形跡はありませんでした。当人は80㎡全てを転用したいということで出しておりましたが、事務局の方でその意思を確認しきれず、78㎡という数字を書いております。申し訳ありません。

13 番 農地が残っていないのなら、現況主義で80㎡の転用申請とすべきではありませんか。

事務局 申請者の意向として、80㎡全てを転用したいということですから、事務局で再度申請者に確認して訂正させていただきます。その上で申請書を交付させていただきたいと思います。

議長 他にございませんか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。番号6番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。したがって申請のとおり、許可することに決定いたしました。議長を交代いたします。

議長 番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

会長 今、申請者の●●さんは可部に住んでおられます。空き家のような状態になっていて、母屋、納屋、車両置き場の申請になっています。不動産屋が買われるようになりましたが、名義変更がされていないことがわかったので今回の申請になっております。ご審議の方をよろしくをお願いします。

議長 この件に関してご意見、ご質問はありませんでしょうか。

13 番 現場写真では下の方が舗装道路になっています。その上の方に二階建ての建物が建っていて、それが農地の方にはみ出しています。建物の横にも樹が生えています

が、ここが（計画）図面では駐車場4台と描いてありますが、どうなっているのですか。

事務局 農地法5条の申請も同時にされておられまして、現状は写真のとおりです。

議長 他にございませんか。それでは質疑を仕切って採決いたします。番号7番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員です。したがって申請のとおり、許可することに決定いたしました。続きまして番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案説明）

議長 番号8番について担当の●●委員より補足説明をお願いします。

会長 8-3の図面を見てください。今回、三角形の左側の1447-1、10365-22、10368-9、1441の所に住居が建つように申請が上がっています。進入路について●●さんが無償提供するというので、その部分についての4条申請です。そこから奥に10365-1の雑種地がありますが、その辺りが将来、団地化されていけばということでの進入路でもあります。将来、町道として町の方に寄付するということにもなるという4条申請にもなります。また、ため池と書いてあるところが住居となる申請については後に出てきます。ご審議の方をよろしくをお願いします。

議長 この件に関してご意見、ご質問はありませんでしょうか。

議長 それでは質疑を打ち切って採決いたします。番号8番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員です。よって申請のとおり、許可することに決定いたしました。議長を交代します。

議長 番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

7 番 7番の●●が説明します。8月8日に●●委員、●●推進委員と3名で現地を確認しました。写真を見ればわかるように、ずっと宅地として使われていたようで、建物も建っていますし、管理もきれいにされていますので問題ありませんし、下の田も耕作されていないということではないと思われます。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。この件に関してご意見、ご質問はありませんでしょうか。

議長 それでは質疑を打ち切って採決いたします。番号9番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って申請のとおり、許可することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

議長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について、農地法第5条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年8月20日提出
北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。議長を交代します。

議長 議長を交代して進めさせていただきます。番号10番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 番号10番について担当の●●委員より補足説明をお願いします。

- 会 長 先ほどの番号 8 番での説明のとおりですが、写真で青いところに駐車場を設けるとい
う申請になります。前にある道路は軽自動車を通れるくらいで、他に駐車場があ
りません。不動産業をされている譲受人が請負って駐車場を造るということです。
面積的にも問題ないと思われますので、ご審議をよろしくお願いします。
- 議 長 この件に関してご意見、ご質問はありませんでしょうか。
- 議 長 それでは質疑を打ち切って採決いたします。番号 10 番について申請のとおり許可し
てもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。よって申請のとおり、許可することに決定いたしました。続きまし
て 番号 11 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 番号 11 番について担当の●●委員より補足説明をお願いします。
- 会 長 この場所は、昔ゴルフの打ちっぱなしの練習場があったところで、打つところから
一番遠いネットがあったところになります。そこを造る時に、ため池が埋め立てら
れたのだと思います。ため池の名義が譲渡人の名義になっていて、それに付随して
27 ページの 1、2、3 の地目も併せて売り渡すということになっています。譲受人は
島根の方からこちらに移転して自己住宅を建てるということの申請です。ご審議を
よろしくお願いします。
- 議 長 この件に関してご意見、ご質問はありませんでしょうか。
- 議 長 それでは質疑を打ち切って採決いたします。番号 11 番について申請のとおり許可し
てもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。よって申請のとおり、許可することに決定いたしました。議長を交
代します。
- 議 長 番号 12 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 番号 12 番について担当の●●委員より補足説明をお願いします。

9 番 9 番●●が補足説明をさせていただきます。8 月 9 日に譲渡人、譲受人、●●委員と●●推進委員で現地確認をさせていただきました。写真のように(雑草が)背丈くらいになっている休耕中の田です。ここを半分くらい分筆して駐車場にしようとされています。現状のスペースは、車幅がいっぱいで厳しい状態です。また、拡張するにあたっては地域の状況や農地等には支障がなく、問題はないと思われま。以上です。

議長 番号 12 番について質疑に入ります。ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

7 番 奥に田があると思いますが、この田にはどうやって入るのですか。

事務局 483-3 の田ですが、ここへは今回転用される 483-1 を通って入るようになります。同時に 479, 480-1 についてもそのようになりますが、休耕田になっていまして、将来ここを廃止する際にも譲受人は協力するということをおられます。

7 番 必要となると、そこに進入路ができるということですね。

事務局 そういうことになります。

議長 その他ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

議長 それでは質疑を打ち切って採決いたします。番号 12 番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。よって申請のとおり、許可することに決定いたしました。

議案第 4 号 農業施設転用届について

- 議 長 議案第4号 農業施設転用届について、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、別紙のとおり届出があったので承認を求める。令和6年8月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。議長を交代します。
- 議 長 それでは番号13番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 番号13番について担当の●●委員より補足説明をお願いします。
- 会 長 ●●さんは千葉県に住んでおられ、その兄の●●さんが写真の土地の左側に住居を構えておられます。以前、今回の申請に出ている土地を購入される際に、現地に向向いて調査しています。土地は道路から一、二段高いところにあり、掘り下げて道路と同じくらいの高さにして、その内の96.35㎡を食肉処理加工センターにすることで、残りは畑として利用するという事です。お兄さんは猟銃の免許を持っておられ、県や各地の駆除班にも登録もされていて、害獣の駆除にも協力されている方です。それで、弟さんが帰ってジビエをやってみたいということで、今回の申請になっています。ご審議をよろしくをお願いします。
- 議 長 この件に関して、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。
- 3 番 土地所有者の同意を受けたうえで申請になっていますか。
- 事 務 局 同意書を付けての申請になっています。
- 3 番 食肉処理加工施設は農業用施設の範疇に入るのですね。
- 事 務 局 県農業会議の方へ照会をかけた上で、(農業用施設の)条件を満たしているということでしたので、申請を受理しています。
- 議 長 その他ご意見、ご質問はありませんでしょうか。
- 議 長 それでは質疑を打ち切って採決いたします。番号13番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって申請のとおり、許可することに決定いたしました。続いて番号 14 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 番号 14 番について●●委員の代わりに●●委員より説明をお願いします。

会 長 14 番について説明します。8 月 16 日に●●委員、●●委員と一緒に訪問したのですが、現場では、自家用のコンバイン、トラクター、田植機他の機械を持っておられ、機械は全て軒下に入っていました。コンバインなどは雨を嫌うので農業機械用の倉庫は必要であろうと感じました。それで今回の申請になったのだらうと思われました。稲作は田植えから乾燥調製まで、すべて自分でやっているということもお聞きしました。そういうことなので、今回の申請について、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 この件に関して、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

議 長 それでは質疑を打ち切って採決いたします。番号 14 番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって申請のとおり、許可することに決定いたしました。

議案第 5 号 非農地証明申請について

議 長 議案第 5 号 非農地証明申請について、農地証明現地調査員の現地調査の結果、別紙申請について非農地証明を発行することについて承認を求める。令和 6 年 8 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。15 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 それでは担当の●●委員に説明をお願いします。

15 番 8 月 7 日に●●委員、●●推進委員と現地を確認しました。写真を見てもらえばわ

かるように原野化しております、今後、すぐにすつもりはないということです
ので、非農地とすることが妥当と考えます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 番号 15 番について質疑に入ります。ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

3 番 一種農地の非農地証明に関しては、これまで申し合わせた事と若干違うような気が
しますが、出てきたからには仕方がないということでしょうか。
一種農地の非農地証明については、特段に、嚴重に現地を確認して、反省会まで開
いてやっていましたが、今後についてどうしようかといった時に、そこまでしなく
ても良いのではないかという意見もありましたが、それが決定事項になったよう
な、なかったような感じでした。こういう形で普通に出てくると、今後の扱いを決
めておく必要があるのではないかと思います。結局、何が違うのかということ、周辺
の法人とか、営農組合、区長さんなどの意見を聴取してやっていくということとし
て、今回はそれをやっていないことになります。ですが、今回はそうであったけ
れど、以前と同じように慎重にやっていくということを確認できれば良いのではない
かと思います。調査する人によって取扱いが違くと平等性が担保できないので、
一種農地であろうとなんであろうと、すべては現況主義なので、出てきたものは
淡々と処理するというにすれば異議はありません。

職務代理 意見が出ましたが、面積が狭小な農地なので、一反以上ないという時に、ほ場整備
をしているかどうかはわかりませんよね。周辺のほ場整備をするために負担金なし
の整備をするとか、今回もそういったところではないかと。
ほ場整備か何か、そういうのがあって残っている所を足されているのではないかと
思いますよ。ほ場整備の地区内には入っているが、直接の対象ではないといったと
ころを、一種農地に足されたということでしょうか。確かに、一種農地の扱いには
差をつけてもいいとは思いますが、1,000 m²とか、2,000 m²とか出てくると抵抗があ
るような気がします。

事務局 現在、一種農地でもどんどん非農地証明の申請が出てきている状況にあります。過
去は大人数で確認をして、いろいろな方面からの声も聴いて、一種農地の非農地証
明について対応をしていたということも聞いていますが、現在は現況を見てとい
うことにしています。一種農地かどうかの確認も、換地簿とかを見ないと確認して
いくことはできませんので、これも確認して、状況把握をしたうえで進めていくこ
とが必要になります。換地簿に「非」とか書かれている場合もあり、それが先ほど●
●委員が言われた取り込むための農地で、それが狭小な一種農地にあげられていた
りしますが、そこを確認しながら今後の事務は進めていく必要があると思います。
現在もそういったところで事務を進めてはいますが、申請が上がった場合には皆さ

んにも現地の声を聴くように事務を進めていっていただきたいですし、その結果、もっと詳しく調べた方がよいというようなことがありましたら、遠慮なく事務局の方に申し付けていただければと思います。よろしくお願いします。

議 長 他に、ご意見、ご質問はありますか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。番号 15 番について申請のとおり証明書を発行してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって申請のとおり、証明書の発行について承認しました。番号 16 番について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 それでは担当の●●委員に説明をお願いします。

3 番 3 番の●●より補足説明をします。8 月 9 日の朝 9 時に●●委員、●●推進員と 3 人で現地調査を行いました。その際、隣接農地の所有者の●●さんの農地と接しているということもあって、かなりの長時間、現地で協議をいたしました。その方も今回の申請については理解をしているとのこと。そもそも論で、私は、この 4 筆について、2022 年 10 月 23 日の農地パトロール調査で、B 判定としました。それを受けて●●調査員が令和 2 年の 5 月 1 日に現地を調査されて、共通で B 判定であろうとしていたのですが、令和 5 年 3 月 31 日付けで仮登記がされたことがわかりまして、権利設定されたものについては農地判定をしないという取り決めがありますので保留にしておきました。本人とも何回か、やり取りをしまして、この件に関しましては運営委員会でも議題に載せてもらって、仮登記の権利者と両名での連名で申請したら一般の農地パトロールの調査で処理してもらえないかと待ってあったりもしましたが、一応、却下となりまして、そうしているうちに本年の 6 月 28 日付けで仮登記が抹消されました。抹消されると通常の非農地判定の状態に戻ったわけですが、改めてこれをその台帳に載せるのはおかしいということで、事務局と協議してこれも却下し、こうなった以上は本人申請でしてくださいというかたちを助言指導したため、今回のようなかたちになりました。一応、こういう経緯でしたということをおし述べたいですし、さらに 40 ページを見ていただくと、位置図に申請地 4 筆と書いてある下にお宮のマークがありますが、ここが八幡神社でありまして、この谷に向かってすり鉢状に山林があって、ため池が見えると思うのですが、その奥から順番に、2017 年 10 月 1 日に 5 筆を B 判定にして、2 回目は 2020 年 10

月 31 日に 2 筆を B 判定にして、先ほどの 3 回目への流れがあつてと、奥から順に荒廃してきているという状況で、今回の申請は、隣接の宅地、農地は所有者のもので前側は舗装された町道で高低差があり、周辺の農地等には影響がないということも確認をしていますので、非農地としての処理が適正であると思います。以上です。

議 長 番号 16 番について質疑に入ります。ご意見、ご質問はありませんでしょうか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。番号 16 番について申請のとおり証明を発行してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って申請のとおり、証明書の発行について承認しました。

議案第 6 号 事業計画変更申請について

議 長 議案第 6 号 令和 4 年 5 月 20 日付け北農林第 30 号で許可になった転用事業計画について、別紙のとおり申請があつたので承認を求める。令和 6 年 8 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。17 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 それでは番号 17 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。ありませんので、質疑を打ち切って採決いたします。事業計画変更申請について申請のとおり決定してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って申請のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 7 号 農用地利用集積計画について

議 長 議案第7号 農用地利用集積計画に係る利用権の同意を得た利用集積計画を6から11について意見を求める。令和6年8月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 議案第7号について質疑に入ります。質問、ご意見はございますか。ございませんので質疑を打ち切って採決いたします。議案第7号について申請のとおり決定してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って申請のとおり承認することに決定いたしました。事務局より他に何かありますか。

事 務 局 事務局から追加で上程をさせていただきます。お手元の資料で、譲受人●●氏、及び譲渡人●●氏からの取り消し願いの写しをご用意ください。これについては令和5年11月20日付け指令北農林第53号で農地法3条の許可を受けたものとなっておりますが、届出の理由として当初予定をされていた営農計画が諸事情により遂行不可能となったため、農地法3条の許可の取り消し願いを提出されています。これについては農地法関係事務処理ガイドラインに基づき、やむを得ない事情によるものであり、許可要件に影響を及ぼすものに該当しないと判断されるため、本日付けで届出を受理することについてご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 ご質問、ご意見がございますか。それでは、「可」としてお返ししてもよろしいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って「可」としてお返しします。他に何かありますか。

議事終了